

終活を焦り過ぎて…? ② 原野商法の二次被害にご注意!

ずっと前に「値上がり確実!」なんて勧められて購入した、
高級別荘地になっていたはずの土地…。
未開発のまま早や40年。これじゃ相続の価値もなさそう…。



過去に「原野商法」の被害に遭った人が、また新たな土地購入の
契約を勧誘されるなどの二次被害が増加しています。
事業者の説明を鵜呑みにして、安易に契約をしてはいけません!



ちょっとでも不審に感じたら、お近くの消費生活センターに相談しましょう!!

【消費者ホットライン】局番なしの188(いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。